

(様式1)

「第68回九州地区民俗芸能大会」運営等業務委託に係る  
説明会参加申込書

令和 年 月 日

佐賀県文化・観光局

文化課文化財保護・活用室 文化財指導担当 あて

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

標記委託業務に係る事前説明会に参加します。

記

担当部署名	
担当者職・氏名	
電話番号	
F A X	
E-mail	

※ 担当者を記入すること。

※ 預かった個人情報は、標記委託業務に関する事務にのみ使用し、その他の目的に利用しない。

(様式2)

## 「第68回九州地区民俗芸能大会」運営等業務委託に係る質問書

令和 年 月 日

佐賀県文化・観光局  
文化課 文化財保護・活用室 あて

標記業務委託に係る公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

商号又は名称	
部 署	
所在地	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
E-mail	

No	質問内容
1	
2	
3	

※行又は項目が不足する場合は、適宜追加してください。

(様式3)

「第68回九州地区民俗芸能大会」運営等業務委託に係る  
公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

佐賀県文化・観光局  
文化課 文化財保護・活用室 あて

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

標記業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

1 参加申込者

商号又は名称	
代表者職・氏名	
所在地	
担当者氏名	

2 書類送付等連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
所在地	
電話・FAX	電話 FAX
E-mail アドレス	

※ お預かりした個人情報は、本業務委託に関する事務にのみ使用し、その他の目的に利用することはありません。

(様式4)

## 会社概要及び実績書

### 1 会社概要

商号又は名称	
本社所在地	
代表者職・氏名	
連絡責任者	(所属)  (職・氏名)  (電話番号)  (FAX)  (E-mail アドレス)
設立年月日	
資本金	
従業員 (うち県内在住者数)	
業務内容等	

2 実績

受託事業		発注者	
受託期間	年 月 日から 年 月 日まで	契約金額	
概要			

受託事業		発注者	
受託期間	年 月 日から 年 月 日まで	契約金額	
概要			

受託事業		発注者	
受託期間	年 月 日から 年 月 日まで	契約金額	
概要			

- 1 過去5年程度の同種の業務の受託実績を規模の大きな順に3つまで記載すること。
- 2 国、地方公共団体等からの受託実績は必ず記入すること。

(様式5)

## 誓約書

令和 年 月 日

佐賀県文化・観光局  
文化課文化財保護・活用室長 あて

所在地

商号又は名称

(会社印)

(ふりがな)  
代表者氏名

(代表者印)

生年月日

下記(1)から(9)の参加要件を満たしていること。

また、この誓約に係る業務委託契約の相手方となった場合において、下記の(9)の事項に該当する者を再委託契約(2次以降の再委託契約を含む。以下同じ。)又は備品等の購入契約その他の契約(再委託契約に係るこれらの契約を含む。)の相手方としていた場合においては、県からの求めに応じ、当該業務委託契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この誓約書の提出日からこの誓約に係る業務の完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、発注者が必要と判断した場合には、下記の(9)の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾するとともに、照会で確認された情報を今後私が発注者を行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- (1) 登記簿上の本店(個人の場合は、主たる営業所をいう。)が日本国内にあること。
- (2) 過去、同種の業務を受託あるいは自主開催した実績を有していること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。
- (4) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当す

る者でないこと。

- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 公募開始の6か月前から契約締結日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者